

FP **豆** 講座
～相続～①

「相続」は、誰にもいつかは起こりうることです。将来、自分に相続問題が発生したら、相続税はどの位かかるのだろうか・・・相続の手続きにはどんなことがあるのだろうか・・・など、イザという時に慌てることのないように、相続に関する基礎知識を身につけておきましょう。

相続人となる人は？

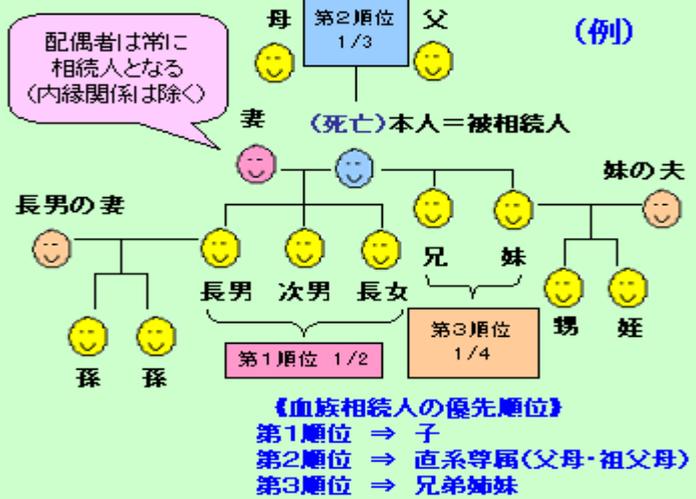
亡くなった人のことを「被相続人」といいます。そして、その被相続人の所有していた財産上のすべての権利・義務を承継する人を「相続人」といいます。

「相続人」になる人の範囲と順位は、「民法」で定められていて、この人達のことを「法定相続人」といいます。

- 1) 法定相続人には、「配偶者相続人」と「血族相続人」があります。
- 2) 配偶者相続人は、法律上の配偶者のことです。血族相続人には、右図のように、優先順位があります。
- 3) 配偶者相続人は、他に血族相続人がいる場合は、その相続人と同じ順位で、常に相続人となります。

法定相続人と法定相続分

（続柄は死亡した本人から見た関係）



法定相続人の相続する割合は？

第1順位	第2順位	第3順位
子 1/2 配偶者 .. 1/2	直系尊属 .. 1/3 配偶者 ... 2/3	兄弟姉妹 .. 1/4 配偶者 3/4
(例) 妻 3/6 夫 死亡 長男 1/6 次男 1/6 長女 1/6	(例) 母 1/6 父 1/6 妻 4/6 死亡 ※子供なし	(例) 母 既死亡 父 既死亡 妻 6/8 死亡 兄 1/8 妹 1/8 ※子供なし

被相続人の遺言がない場合には、相続人は、財産の分割をどのようにするかを、全員で話し合いによって決めることになります。

そのような時、遺産の分割割合の目安となる基準が、民法で定められています。このことを「法定相続分」といいます。

血族相続人の法定相続分は、順位によって決められています。配偶者相続人の法定相続分は、どの順位の血族相続人と相続するかによって、法定相続分が変わります。(左図参照)

こんな相続人は相続権が剥奪されます

- 相続に関する重大な罪を犯した相続人
例) 被相続人や自分より相続権が優先される相続人を故意に殺害したり、殺そうとした場合など・・・「相続の欠格」
- 生前に被相続人を虐待したり屈辱を与えたりした相続人・・・「相続人の廃除」
「相続の欠格」に該当した場合は、自動的に相続資格はなくなります。
「相続人の廃除」は、被相続人の生前の請求により家庭裁判所が審判を行い相続権を剥奪します。(遺言でも可能)

例えばこんな場合どうなるの？

- * 父と息子が交通事故で同時に死亡したような場合
相続人は、相続開始の時に生存していなければなりません。従って、事故等によって同時に死亡したと推定された場合は、この親子間では、相続は開始されません。息子に子供(父からみた孫)がいる場合は、その孫が父(孫からみて祖父)の相続をする権利が発生します。このことを、**代襲相続**といいます。

◆ 相続・贈与に関するご相談がありましたら、静岡市駿河区宮竹1丁目15-5
お気軽にお問い合わせください。 TEL 054-236-1488 FAX 054-236-1487
(掲載記事 2024年7月現在 改-1) URL <https://www.groove-fp.com/>

Groove
株式会社グローヴ